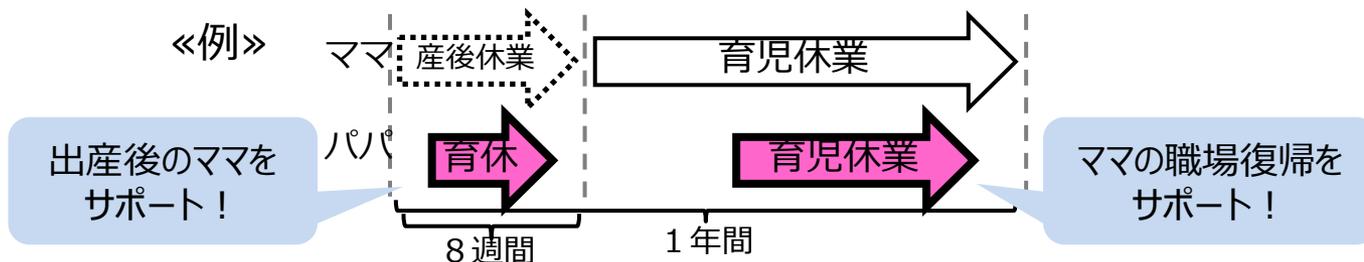


両親で育児休業を取得しましょう！

「パパ休暇」でパパが2回育児休業を取得できます

- ママの出産後8週間以内の期間内に、パパが育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度、パパが育児休業を取得できます。

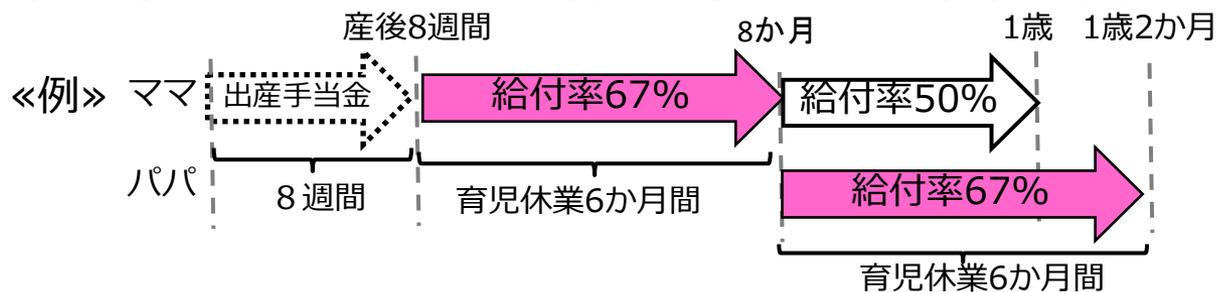


「パパ・ママ育休プラス」で育児休業期間が延長されます

- 両親がともに育児休業を取得する場合、原則子が1歳までの休業可能期間が、子が1歳2か月に達するまで（2か月分はパパ（ママ）のプラス分）に延長されます。



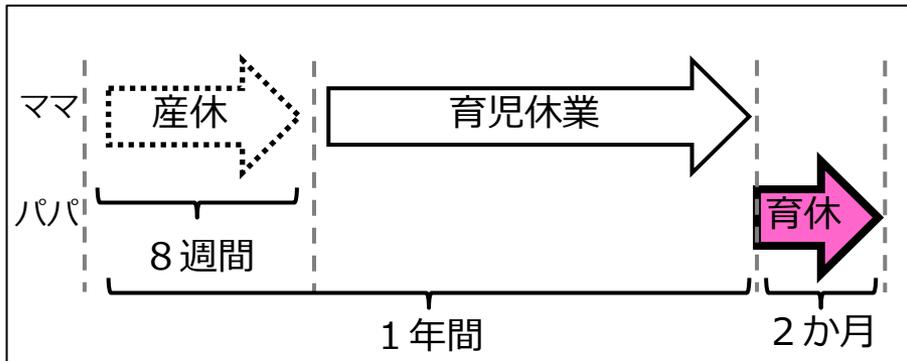
- 例えば以下の場合、2人合わせて1歳2か月まで67%給付を受けられます。



例えばこのようなパターンがあります

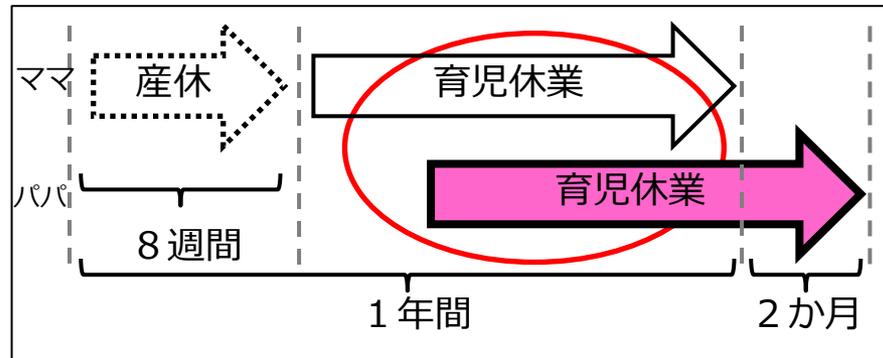
パターン1

パパとママが交代で切れ目なく育休をとりたい。
→1歳～1歳2か月まで取得OK



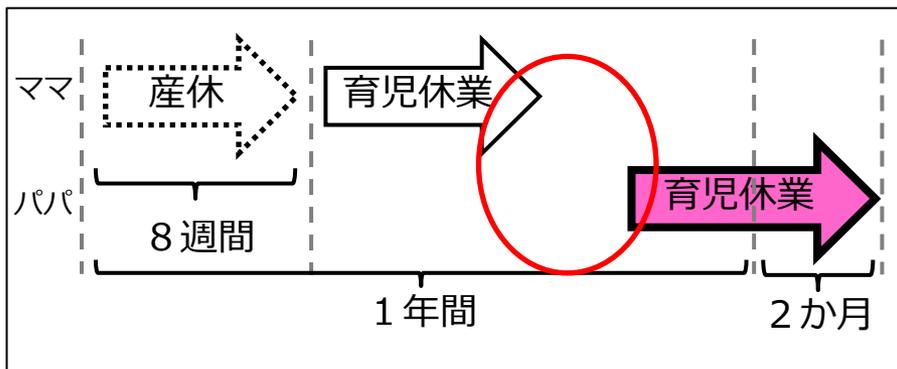
パターン2

パパとママが2人で一緒に、かつできるだけ長い期間にわたって育休をとりたい。
→同時の取得もOK



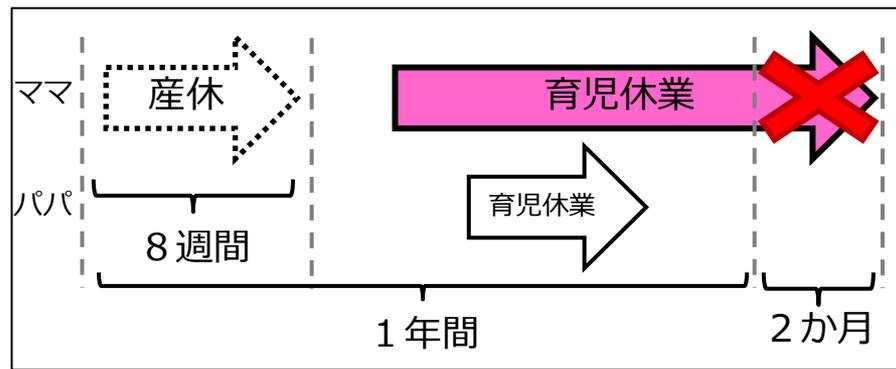
パターン3

祖父母が子どもの面倒を見てくれる期間は、パパママともに働き、交代で育休をとりたい。
→連続していなくてもOK



注意!

ママの育休開始日がパパの育休開始日より前
→「パパ・ママ育休プラス」を利用できません。



制度の概要

「パパ休暇」

○ 通常、育児休業の取得は原則 1 回までですが、子の出生後、父親が 8 週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度、育児休業が取得できる制度です。

○ 要件

- ① 子の出生後 8 週間以内に育児休業を取得していること
- ② 子の出生後 8 週間以内に育児休業が終了していること



「パパ・ママ育休プラス」

○ 「パパ・ママ育休プラス」は、両親がともに育児休業をする場合に、以下の要件を満たした場合には、育児休業の対象となる子の年齢が、1 歳 2 か月にまで延長される制度です。

○ 要件

- ① 配偶者が子が 1 歳に達するまでに育児休業を取得していること
- ② 本人の育児休業開始予定日が、子の 1 歳の誕生日以前であること
- ③ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること

○ 1 人当たりの育休取得可能最大日数（産後休業含め 1 年間）は変わりません。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-225-2017
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2851	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-277-8295	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7167
群馬	027-896-4739	京都	075-241-3212	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8821
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-223-8239
新潟	025-288-3511	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		